

# 保険外併用療養費

## 【選定療養】

### 1. 【180日を超えた日以降の入院に係る療養】

同じ病気で病院(診療所)に通算180日を超えて入院されている患者さまは、一部負担金以外に入院医療費(入院基本点数)の15%を負担していただくことが、国の法律で定められています。

#### ◎ 180日を超える場合と対象外になる場合について

同じ病気で通算180日を超える場合とは、当院における入院期間だけではなく、他の病院(診療所)に入院されていた期間も含まれます。

ただし、退院後3ヵ月以上いずれの病院(診療所)にも入院していない場合、また別の病気で入院された場合や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等に入所(入院)されていた期間は、通算されません。

なお、難病や重症等の患者さまについては、対象外です。

#### ◎ 負担金額

地域包括医療病棟入院料(地域一般入院料3)の患者様……1日につき1,650円(税込)

### 2. 【特別環境室(差額ベット)の提供】

患者さまのご希望により特別環境室を利用される場合、差額ベッド代を徴収させていただきます。料金につきましては、下記のとおりです。

区分	部屋番号	金額
特別室	323号	22,000円(税込)1日につき
一人部屋A(バス・トイレ付)	221号	16,500円(税込)1日につき
一人部屋D	222号、223号、318号、320号、 321号、322号、325号、328号	5,700円(税込)1日につき

※ 選定療養費制度の対象に該当するか否か等、ご不明な点がございましたら受付へお尋ね下さい。